

大阪府立三島高等学校長 様

年 組 番

生徒名

保護者名 印

## インフルエンザ感染症報告書

下記の期間、学校感染症等に罹患し、医師の指示に基づいて療養していました。

1、診断された疾患名	インフルエンザ ( ) 型
2、出席停止の期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
3、発症した日	月 日 ( )
4、解熱した日	月 日 ( )
5、医師からの指示事項	
6、その他特記事項	

注1) 上記項目は、すべて保護者が記入してください。(医師に書いてもらう必要はありません。)

注2) 受診時の領収書のコピー・薬袋など、日付が入っていて病院を受診したことがわかるものを添付してください。

注3) インフルエンザの場合は「インフルエンザ出席停止早見表」に記入し、添付してください。

注4) 学校での感染拡大を防ぐため、出席停止期間中は自宅にて安静にしてください。

## &lt;主な学校感染症と出席停止期間のめやす&gt;

※インフルエンザ以外の学校感染症については、「出席停止証明書」(別紙)にて医師の証明を受け、提出をお願いします。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により、感染のおそれなくなったと認めるまで

### 「インフルエンザ出席停止早見表」

※「発症」とは、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。病院を受診したときに、医師に経過をお話し、発症日を確認する必要があります。

※出席停止期間を「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっていますので、下の表のとおり、最低でも5日間の出席停止になります。下の表に発症日、解熱した日を当てはめて確認してください。

右欄に日付を入れて算出		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
		/	/	/	/	/	/	/	/	/
例1	発症当日に熱が下がった場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日			
例2	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日			
例3	発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日			
例4	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			
例5	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		
例6	発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。

#### ☆なぜ熱が下がっても学校に来てはいけないの？

インフルエンザなどの感染症に出席停止期間が設けられているのは、「本人の十分な体力の回復のため」はもちろんですが、「集団生活の場で感染を拡大させない」ということが重要だからです。

インフルエンザのウイルスは解熱後もしばらくは体内に残っています。また、最近では薬がよく効くようになり、発熱などの症状が早く抑えられるようになってきました。しかし症状はなくなっても体内にウイルスは残っていて、周りに感染させる可能性があるため、これだけの出席停止期間が設けられています。